令和８年度第２回青森県男女共同参画審議会

日　時　令和８年８月３１日（月）
１４：００～１６：３０
場　所　青森県観光物産館アスパム
５階　あすなろ

（司会）
皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
本日の司会を務めます、県民活躍推進課の夏井と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、若干早い時間でございますけれども、皆様お揃いになりましたので、ただ今から「令和８年度第２回青森県男女共同参画審議会」を開催いたします。
はじめに、こども家庭部長の細谷から御挨拶を申し上げます。

（細谷部長）
皆さん、こんにちは。
こども家庭部長の細谷でございます。
本日は、お忙しい中、令和８年度第２回の青森県男女共同参画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
皆様には、日頃から男女共同参画をはじめ、県政の推進に多大なる御理解、御協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。
７月に開催した第１回の審議会では、次期男女共同参画プランの素案について御審議いただきました。
本日は、前回いただいた御意見等を反映させた次期プランの原案のほか、達成を目指す水準となる成果目標案、それから参考データ案について御説明し、皆様の御意見をお伺いしたいと考えております。
そして、本日御審議いただいた内容を踏まえ、事務局において再度整理いたしまして、10月頃を目途にパブリックコメントを実施することとしております。
委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。
本日はよろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

当審議会の開催にあたりましては、青森県附属機関に関する条例第６条第３項の規定によりまして、委員の半数以上の出席が必要とされております。

本日でございますが、新委員は若干遅れて来られるとご連絡をいただいておりますけれども、現時点で 15 名中 11 名出席されておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ここから先の議事進行は、県附属機関に関する条例第６条第２項の規定によりまして、会長が議長を務めることになっております。

大矢会長、よろしくお願いいたします。

（大矢会長）

ありがとうございます。

皆さん、改めましてこんにちは。お疲れ様です。

原案が示されまして、皆様方から様々な御意見を頂戴したところですけれども、今日はそれをまとめた上で、更に活発な議論ができればと思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

では、早速ですけれど、次第に沿って議事を進めて参ります。

１つ目ですね。「次期あおもり男女共同参画プラン原案について」、ということになりますが、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

（事務局）

それでは、事務局の名久井から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料１「次期あおもり男女共同参画プラン原案」を御覧ください。

この原案は、委員の皆様から、第１回審議会までにいただいた御意見と庁内各課からの意見を反映させたものです。

第１回審議会の事前照会でいただいた御意見への対応案につきましては、審議会の中で御了承いただきましたので、これから、審議会当日に、審議会の中でいただいた御意見について、対応案を御説明させていただきます。

修正箇所は４か所となります。

なお、原案の二重下線部は、委員の皆様の御意見に基づき修正した箇所、点線下線部は、庁内各課及び事務局による修正箇所になります。

では、まず、原案 15 ページを御覧ください。

重点目標３の二重下線部についてです。

本田委員から、重点目標の中に国に準じてデジタル分野など、テクノロジーに関するもの

があればいいのではないか。との御発言があったことと、菊池委員からも、テクノロジーの項目を表に出せないか。という御発言があったことを受けて、重点目標３の２を「デジタル技術等理工系分野で活躍する女性人財の育成」に修正しました。

修正前の「理工系分野等」を「デジタル技術等理工系分野」に修正したものとなります。

また、これに対応して、22ページを御覧ください。

こちらの二重線を引いている部分も対応する部分として修正しています。

対応案の考え方ですが、国の基本計画では、生成ＡＩなどのデジタルテクノロジーの進展は、誰もが暮らしやすい男女共同参画社会の形成に大きく寄与する可能性がある一方、開発や利用のあり方によっては、社会経済における男女間の格差の拡大や性別役割分担意識の固定化などを招き得る、いわば諸刃の剣となり得ることを念頭におき、重点目標として、テクノロジーの進展、利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進を掲げています。

これを本プランに落とし込む場合、生成ＡＩなどの最先端のデジタル技術の研究・開発を行うにあたって、男女共同参画の視点を取り入れる、という観点で重点目標を新設することは、現時点では難しいと考えますが、何等かの形でデジタルなどの言葉を目標の中に取り入れるとすれば、利活用や人財育成の分野であれば可能だと考えますので、重点目標３の２を「デジタル技術等理工系分野で活躍する女性人財の育成」に修正しました。

続きまして、17ページを御覧ください。

３項目目、○の３つ目、二重下線部について、山下委員の御意見に基づき、両立環境を実現するために必要なこととして、制度を利用しやすい環境の整備、企業経営者等の理解促進を追記しました。

続きまして、28ページを御覧ください。

山下委員から、国が今年６月に閣議決定した、ＳＯＧＩ理解増進法に基づく基本計画について、県のプランにどの程度反映させられるか、といった御発言がありました。

これを受けまして、二重下線部にＳＯＧＩ理解増進法に基づく基本計画が策定されたことについて追記するとともに、性的マイノリティであることを理由として、生きづらさや戸惑い、様々な不安を抱えている人もいる。との具体的な現状認識を追記しました。

また、追加した記載の欄に「ＳＯＧＩ（ソジ）」という言葉が新しく出てきましたので、脚注の点線部分に説明を追加しました。

続きまして、39ページを御覧ください。

１の③について。篠崎委員から、男女共同参画センターに求められる機能として、地域の関係機関同士の連携や協働を促進していく役割を追記しても良いのではないか。との御意見をいただきました。

県では、県内６圏域で組織されている「地域男女共同参画ネットワーク」への支援を通じて、団体間交流促進や情報提供などを行っています。

こういった取組を踏まえ、１の③に「相互交流」の文言を追記しました。

また、同様の記載がある42ページの二重下線部と、もう１か所、44ページの二重下線部

について、併せて修正しました。

前回の審議会の中で御発言いただいた御意見への対応案については、以上となります。

続きまして、資料２「次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案に対する意見等」を御覧ください。

委員の皆様には、お盆期間中の照会になりましたが、貴重な御意見をいただき大変ありがとうございます。

全ての御意見について、事務局の対応案を御説明させていただきたいところですが、限られた時間での説明になりますので、委員の皆様には一通り目を通していただいたという前提で、14 件いただいた御意見のうち、不採用、または一部採用とした５件について御説明させていただきます。

まず、資料２の１ページと併せて原案 31 ページを御覧ください。

資料２の整理番号④について、鶴岡委員から、「１　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化」に「人権教育の推進」を追加。その理由として、学校及び社会において、人権問題を考える教育機関が必要と考えます。との御意見をいただきました。

対応案としては、現状のままとしたいと考えております。

理由といたしましては、原案の 41 ページを御覧ください。

41 ページに重点目標 12「教育・メディアを通じた理解の促進」の施策の方向が記載されていますが、この中の「１　学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育、学習の充実」の取組に人権教育の推進も含まれると考えるためです。

続きまして、整理番号⑤について、原案 34 ページを御参照ください。

２項目目、○の２つ目の一行目の後半、「避難者の性別をはじめ」の部分の「性別」を「ＳＯＧＩ（ソジ）」に変更してほしい、との御意見を篠崎委員からいただきました。

対応案としては、現状のままとしたいと考えております。

理由ですが、プランの策定にあたっては、正確な表現と分かりやすい表現のバランスを考慮しながら、記載内容を検討する必要があると考えるためです。

「ＳＯＧＩ」という用語につきましては、昨年度の意識調査で認知度が７％と非常に低いことが明らかになっており、この文脈で使用する言葉としては、現時点では「ＳＯＧＩ」よりも「性別」が適当だと考えます。

続きまして、整理番号⑥について、篠崎委員から、全体を通して「性別」は「ＳＯＧＩ」に、「男女」は「すべての人」に変えられたらいい。理由としては、それに当てはまらない県民が存在するから。との御意見をいただきました。

これにつきましても、現状のままとしたいと考えております。

理由としては、性別については、前述のとおりです。

「男女」を「すべての人」に変更するということにつきましては、本プランは男女共同参画社会基本法に基づく青森県男女共同参画基本計画に位置付けられており、その基本理念を県民に分かりやすく伝えるためには、基本的には、「男女」の表現が適当と考えます。

なお、多様性を尊重した取組の必要性については十分に認識しておりまして、プランが最終的に目指すところである大目標は、原案12ページの下に記載しておりますけれども、「男女」ではなく、あえて「すべての人」という表現を使った案をお示ししております。

続きまして、整理番号⑦について、資料1の35ページを御参照ください。

鶴岡委員から、「1　平常時からの男女共同参画の視点を反映させた防災体制の確立」に、⑥として、ということだと思うんですが、「男女共同参画の視点を反映させた年齢に応じた学校防災教育」を追加。理由としては、学校全体の防災教育はあると思うが、男女共同参画の視点を反映させた年齢に応じたものが必要と考える。との御意見をいただきました。

事務局案としては、現状のままとしたいと考えております。

理由は、2点あります。まず1点目、原案の41ページを御覧ください。

こちらには、重点目標 12「教育・メディア等を通じた理解の促進」の施策の方向が記載されていますが、「1　学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実」に男女共同参画の視点を反映させた学校防災教育が含まれると考えるためです。

また、2点目としまして、学習指導要領に防災や安全に関する知識、技能の習得が位置づけられており、年齢に応じた防災教育が実施されているものと認識しているためです。

続きまして、資料2の5ページを御覧ください。整理番号⑩について、対応する原案、資料1の46ページになりますが、参考データを御覧ください。

篠崎委員から、男性の育児休暇、平均取得日数も参考データに追加することについて御提案いただきました。

これにつきましては、県内企業に勤める男性についての統計データは公表されていませんが、県職員につきましては、2週間以上取得した者の割合の公表データがありますので、まず県職員から率先して取り組むということで、これを参考データに追加したいと考えます。

続きまして、資料2－2「次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案に対する意見等」を御覧ください。

こちらには、山下委員から追加でお寄せいただいた16件の御意見などを掲載しております。委員の皆様には、本日、初めて御覧いただく資料になりますので、こちらにつきましては、全ての御意見について簡単に御説明したいと思います。

ではまず、資料2－2の1ページ、整理番号①について、原案4ページを御覧ください。

（4）の2段落目、二重下線部の2行目の後半、「男性が家事等に携わる機会を奪う」について、「男性の家庭参画を難しくする」等へ再考できますでしょうか。との御意見をいただきましたので、「男性の家事等への参画を難しくする」に修正したいと考えます。

続きまして、整理番号②について、原案10ページを御覧ください。

脚注にあります「ジェンダー」につきましては、内閣府男女共同参画局ホームページの用語解説を参考に、プランの文章に合わせて一部表現を変更したものです。

続きまして、整理番号③について、原案21ページを御覧ください。

１項目目、二重下線部の３行目について。「自信のなさ」、「女性自身がリーダーになることを希望しないケースも」は、それぞれ「控えめな評価（あるいは、自己評価の低さ）」、「女性自身がリーダーになることに積極的になれない現状が」等へ再考できますでしょうか。理由としては、表現が少し直接的、表面的すぎるとの御意見をいただきましたので、御意見のとおり修正したいと考えます。

続きまして、１ページめくっていただきまして、整理番号④について。

原案22ページを御覧ください。

３の③、「活躍したい女性・活躍する女性」について、「活躍したい」「活躍する」との表現は必要でしょうか。理由としては、「活躍」という言葉に自分事と感じられない女性が少なからずいると思うので、生活する地域の女性たちに寄り添った、より的確、適切な表現が望ましい。との御意見をいただきました。

事務局としては、現状のままとしたいと考えております。

その理由ですが、本プランは、男女共同参画社会基本法及び女性活躍推進法に基づく計画となっており、この重点目標３、女性人財の育成とエンパワーメントは、女性活躍推進法関連項目となっています。

そして、男女共同参画社会基本法は、全ての人を対象にしているのに対し、女性活躍推進法は自らの意思によって、職業生活を営もうとする女性を対象としており、このような女性が職業生活において活躍することを支援し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

３の③は、職業生活に限定した記載にはなっていませんが、社会活動にどのように、あるいはどの程度参画するかは、一人ひとりの自主的な意思に委ねられるべきと考えますので、「活躍したい女性」の表現は、残す必要があると考えます。

整理番号⑤について、同じく原案の22ページを御覧ください。

「４　女性の健康上の特性に係る取組の推進」について、女性のライフステージごとの健康課題の例示は不要でしょうか。例示がある方が読み手の理解に繋がると考えた。との御意見をいただきましたので、国の基本計画を参考に、「働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等」の例示を追記したいと考えます。

整理番号⑥について。原案29ページを御覧ください。

一番下の項目、「３　性の多様なあり方に対する理解の促進」の①「性的マイノリティについての県民理解」、②「性的マイノリティに関する研修」は、それぞれ「性の多様なあり方についての県民理解」、「性の多様なあり方」、または「性の多様性に関する研修等」へ再考できますでしょうか。との御意見をいただきましたので、御意見のとおり修正したいと考えます。

整理番号⑦について、同じく原案29ページを御覧ください。

③、「性的マイノリティに対する相談等」は、「性的マイノリティや周辺者のための相談等」

や「性的マイノリティ等のための相談等」等へ再考できますでしょうか。理由としては、性的マイノリティ当事者以外の方も相談を必要とする場合があるため。との御意見をいただきましたので、「性的マイノリティ等のための相談等」に修正したいと考えます。

続きまして、整理番号⑧について、原案31ページを御覧ください。

２の②、こちらはＤＶに関連して、被害者保護、支援対策の充実。３の②、こちらは性暴力、性犯罪に関連して、被害者支援対策の充実に関する項目になります。これらの実施にあたっては、パートナーからの暴力、ストーカー被害、性犯罪被害について、母子生活支援施設や性犯罪被害者支援センターによる支援に留まらず、県や県内市町村の犯罪被害者条例に基づく支援対象となるよう、条例改正の検討、改正の促進等も検討されることを要望します。併せて、犯罪被害者遺族に同姓カップル（子がいる場合は子も含めて）が含まれるよう拡充促進も御検討ください。との御意見をいただきましたので、こちらの御意見について、庁内で共有したいと考えております。

なお、県の犯罪被害者等支援相談窓口での支援や遺族見舞金、これは殺人などにより死亡した被害者の第一順位遺族に給付される見舞金のことですが、こちらはパートナーシップ宣誓をしたパートナーの方も対象としています。

続きまして、資料２－２、４ページ、整理番号⑨について、原案32ページを御覧ください。

２項目目、冒頭の「また」を削除し、１項目目と順番を入れ替えられないでしょうか。理由としては、１項目目にあげている身体的性差の理解の基盤となるのが、２項目目にあげている自身の身体や権利についての理解であるため。との御意見をいただきましたので、御意見のとおり修正したいと考えます。

整理番号⑩について、同じく原案32ページを御覧ください。

脚注にあります「プレコンセプションケア」の典拠につきましては、内閣府男女共同参画局ホームページ掲載の用語解説を参考に、プランの文章に合わせて一部表現を変更したものとなります。

続きまして、整理番号⑪について、原案36ページを御覧ください。

箇条書きの下から１項目目と２項目目、環境問題とジェンダーとの関わりをより理解できるような表現へ再考できますでしょうか。との御意見をいただきました。

こちらにつきましては、資料２の整理番号⑧になりますが、篠崎委員からの御意見への回答として記載したとおり修正したいと考えます。

整理番号⑫につきまして、原案37ページを御覧ください。

３の②「市町村職員」とありますが、原案29ページの３の②「行政職員等」との違いについて御説明をお願いします。との御意見をいただきました。

まず、原案37ページの「３　市町村における取組促進」についてですが、②市町村職員を対象とする男女共同参画に関する理解の促進は、各市町村の基本計画に基づく取組の促進に向けて、各市町村の特性に応じた施策の推進を図るために、各市町村がその職員を対象

として、理解の促進をする取組を指しています。

続いて、原案の29ページを御覧ください。

「3　性の多様なあり方に対する理解の促進」の②、行政職員等に対する性的マイノリティに関する研修の実施につきましては、各市町村の特性に応じた研修ということではなく、県主催の研修など、県職員、市町村職員、教職員、関係団体等と広く県内の行政職員等を対象にする研修を指しているものです。

続きまして、整理番号⑬について、原案41ページを御覧ください。

施策の方向1の①「学校教育等における男女共同参画に関する理解促進」に学校における性の多様性に関する理解促進が含まれるかどうか御説明をお願いします。とのことですが、この1の①は、男女共同参画社会の実現に向けた理解促進全般を指しており、性の多様性に関する理解促進を含むものと考えます。

続きまして、整理番号⑭について、原案47ページを御覧ください。

重点目標6の2項目目の下線を引いている部分、「青森県パートナーシップ宣誓書受領証の提示によりサービスを利用できる市町村数」について、成果目標への昇格の検討を希望します。との御意見をいただきましたので、成果目標に変更したいと考えます。

整理番号⑮につきまして、同じく参考データに関する御意見ですが、男女共同参画、性の多様性に関する県と県内市町村の職員研修の受講者数や、研修実施自治体数等の項目追加を検討できますでしょうか。との御意見をいただきましたので、参考データに追加したいと考えます。

最後に整理番号⑯につきましては、プラン自体への御意見ではないということですが、参考として掲載しました。

続きまして、資料3「次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案に対する意見等」を御覧ください。あおもり女性活躍推進協議会への意見照会に対し、委員の山﨑外ヶ浜町長から御意見をいただきました。

まず、整理番号①につきましては、重点目標4「女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備」について、女性だけで完結できる一次産業を目指したら良いと思う。シングルマザーがチャレンジできれば、可能性は広がるはず。との御意見です。

続いて、整理番号②につきましては、重点目標7「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」に関する御意見です。内容としましては、ジェンダーに基づく暴力とあるが、そもそも暴力は容認できないものであるし、強者から弱者への暴力全般が問題であるという御意見。また、ジェンダー多様性への配慮が行き過ぎたことによる問題が生じているとの御意見をいただきました。

事務局としましては、御意見の1つとして受け止め、更なる理解促進のためにはどのような取組が必要か検討する際の参考とさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

（大矢会長）
どうもありがとうございます。
ただ今、事務局から説明があった件につきまして、御意見ですとか、あるいは質問。それから、御自身が出された質問について、もう少し補足したいというようなことがございましたら、皆様方から伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
急に振られても、ピンとこないと思います。１分ほどお待ちしますので、何かございましたら。

（山下委員）
すみません。

（大矢会長）
山下委員、お願いします。

（山下委員）
御説明ありがとうございました。
それから、意見提出の期日を過ぎまして大変申し訳ありませんでした。本日の御回答、ありがとうございました。
今の御回答も踏まえ、もう一度拝見し、２点申し上げたいと思います。
１つ目ですが、資料１の 32 ページ、脚注 27 番のプレコンセプションケアについてです。
典拠はどこかということで質問させていただきました。御回答ありがとうございます。
更に脚注の説明文の推敲を検討いただきたいということなんですけれども、プレコンセプションケアという言葉について、妊娠・出産するという考え方を押し付けるようなものではないかというような認識もあると思います。そのような考え方が背景にあるとすると問題だと感じます。
先日、産婦人科医の高尾美穂先生が新聞のインタビューに答えられて、プレコンセプションケアの大切さに関するご説明を見て納得したんですけれども、この概念がそもそも日本の中だけで推奨されているものではなくて、ＷＨＯも非常に大切な概念と捉えているものであるということ。
それから、記事では、妊娠受胎前の健康管理を意味する言葉ではあるけれども、妊娠を希望する人だけを対象とするものではない、というふうな明確な説明がありました。
そのように説明されると、一方的に、女性の身体を持って生まれたなら妊娠・出産せよというような考え方を押し付けられる概念ではないと、少し懸念がクリアされると思いますので、もう一度、その点も踏まえて御検討いただくということ。
それから、脚注の説明文では、妊娠・出産を含めたライフデザインというふうに書いてあるわけですけれども、そもそも「プレ」というのは、「何々前」ということです。

記事では、妊娠受胎前の健康管理というふうに説明されていましたが、「プレ」にあたる部分の説明が文章の中にも表れることが自然ではないかと思います。それが１点目です。

２点目は、同じ資料の 34 ページです。篠崎委員がこの箇所について事前に御意見を出されていたということでしたけれども、２項目目です。「要配慮者」という言葉が出てくるわけですが、県の地域防災計画を拝見しますと、「要配慮者」というのは、「高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等」の要配慮者というふうに、「等」が含まれてはいますが、要配慮者についての説明文が少し丁寧になっています。

「これらの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されることに努めるとともに、その際に被災時の男女のニーズの違いと、男女双方及び性的マイノリティの人に十分配慮する」と明記されていますので、地域防災計画の記載との整合性をとっていただくと、篠崎委員がおっしゃっていた、性別という言葉がＳＯＧＩに置き換わりませんか、という御意見。性別とＳＯＧＩというのは別の概念であると思うので、必ずしも置き換えれば良いということではないと思うのですが。もう少し、地域防災計画の方も参照した記載にしていただけると、出された御意見にも少し対応するものになるのではないかと思います。以上です。

（大矢会長）

ありがとうございます。

いかがでしょう。

（事務局）

２つ御意見をいただきましてありがとうございます。

１つ目です。プレコンセプションケアについては、大変重要な概念だと認識しておりますが、一方で、やはり、妊娠・出産の押し付けにあたるような、独り歩きした理解がなされる懸念があるという御指摘、もっともだというか、そういうこともあるかと思いますので、脚注について、もう少し考えさせていただければと思います。

２点目、要配慮者の部分、表現の仕方ですけれども。地域防災計画と整合性をとって、もう少し丁寧にというお話だったと思いますので、こちらの方も検討させていただければと思います。以上でございます。

（大矢会長）

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

もう夏休みの間に出し尽くしたっていう感じですかね。

前田委員、どうぞ。

（前田委員）

この資料でお話したいなと思って、資料３の１ページですか、①のところのシングルマザーがチャレンジできれば可能性が広がるはずって書いてありますけども、なかなか私も 34 歳で夫が亡くなって、小学生と幼稚園だった子どもたちを育て上げましたが、その後、八戸の母子会の会長などもしておりまして。

ある時に小学生のこどもが２人いるお母さんが、転職をする際に、面接をしたら 20 代の方と（自分の）２人だったと。そして、面接の時に、こどもが何かあったら仕事を休むだろうって言われたってね。でも、近所に実家もあるので、そういう時には親に頼みますって言っても採用にならなかったんです。20 代の方が採用になって、１週間ほどしたら、その人が１週間で辞めたと。来てくれっていう連絡が来て、もう 20 年以上そこに勤めています。

「本当に生活がかかっているもの、採用されたら頑張るよね」って、悔しがっていたんですよね、採用されなかった時に。それでも、１週間後に採用になって、そのままずっと頑張って勤めております。

本当にシングルマザーは、本当に頑張るんですけどもね、なかなか認めてくれない、チャレンジできない状況がありますので、これを何とか解決できないものかしらって、男女共同参画もさることながら、頑張っているシングルマザーがちゃんと力を出せる場がいっぱいあるといいなって、私、日頃考えながら会長として頑張っておりました。

それをお知らせしたくてお話させていただきました。ありがとうございます。

（大矢会長）

ありがとうございます。

ここの文脈は、おそらく一次産業でももっとシングルマザーがチャレンジできればという言葉だったと思うんですけれど。現実問題、労働市場を考えてみますと、そのようなお声は未だに耳にすることもあって、そういうのはいけないよ、というのは、徐々に経営者の方々も学んでくださっているはずなんですが、まだ実際問題、残っているというのは現実としてありますね。少しずつ、改善されつつあると信じておりますけれども。どうしても残ってしまう問題ですよね。

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

御感想でも、もちろん構いませんし、ここがもう少しこうなったらいいなっていうようなところでも、もちろん、構いません。こうした方がいいんじゃないですか、っていう明確な意思というか、表現が使えなくても、こんなことを普段考えていて、ここはこうならないんでしょうか、ということがもし、今まだおありでしたら。

強制はしません。これに関しては強制いたしませんけれど。

もう１分ほどお待ちしましょうか。よろしいですか。

今回、御紹介いただかなかったものですが、事前にお送りいただいたものに関しましては、採用されたものは、全て皆様方、御覧になっていらっしゃると思いますけれど、本体資料の

資料１だけではなくて、様々なところで修正というか、前向きに御検討いただいて、採用されたものもかなりございますので。

もし、今の段階でないようでしたら、一旦、このお話はお休みにしまして、タイミングというか、少し予定よりは早いんですけど、休憩しますか？続けてしまいますか？

では、成果目標の話までやってしまってもよろしいですか。すみません。

そうしましたら、次の議題ですね。

委員の方々、皆さん揃っているところでお話があった方がいいと思いますので、２番目の「次期あおもり男女共同参画プランの成果目標（案）及び参考データ（案）」について説明をお願いできますでしょうか。

（事務局）

では、事務局から御説明いたします。

資料４、成果目標（案）を御覧ください。

成果目標は、プランの12の重点目標の進捗を確認する指標として、基本的に毎年実施される調査の中から、代表的な項目を選定し、目標値を設定しているものです。

また、成果目標の他に参考データを設定しています。こちらは、目標値の設定による進捗管理が適当ではないものや、調査の実施が数年ごとであるなど、本プランの計画期間中の進捗管理が難しいものなどを選定しています。

今回、次期プランの策定にあたりまして、社会状況の変化や国の第６次基本計画の内容などを踏まえて、成果目標と重点目標の新設、入れ換え、削除を行いましたので、変更した部分について御説明いたします。

まず、成果目標、資料４についてです。

黄色の着色した部分が新たに設定した項目。グレーの着色部分が削除した項目。赤字は記載を変更した部分です。

黄色に着色しているNo.３、「多様な働き方を設定している事業所の割合」についてですが、グレーで着色しております、「あおもり働き方改革推進企業登録制度」の事業終了によりまして、代わりになる指標として設定したものです。

現状値は28.1％となっており、目標値は前年度以上としました。

続きまして、No.５、「県の管理職に占める女性の割合」について。国の基本計画において、指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会を強く打ち出していること、また、大矢会長の御意見に基づき、参考データから成果目標に変更し、各特定事業主行動計画に定める目標値を目指すこととしました。

続いてNo.６、「高等学校卒業者の理工系学部進学者に占める女性の割合」については、国の基本計画において、テクノロジーの進展を踏まえた理工系の女性技術職、研究職の育成を強く打ち出しているため、参考データから成果目標に変更し、目標値を前年度以上としました。

続いて№８、「がん検診受診率」について。国の基本計画で健康についての取組を強化していることを踏まえまして、参考データから成果目標に変更しました。

目標値は、国の第６次基本計画の成果目標を参考とし、①子宮頸がん、②乳がんとも 60％以上としました。

続いて、２ページを御覧ください。

２行目、グレーに着色している「ＤＶ防止等に関する基本計画策定市町村数」については、全ての市町村が基本計画を策定し、目標を達成したため削除しました。

これに代わる新たな成果目標の候補としては、参考データに「配偶者暴力相談支援センターへの相談件数」と、「警察におけるＤＶ相談取扱い件数」がありますが、いずれも単純に件数の増加を目指すべき指標とはならないので、新たな成果目標は設定せず、これらの参考データの状況を把握していきたいと考えています。

続いて３行目、グレーの着色部分の「男女共同参画センター講座参加者数」については、対象者が少ない講座であっても、必要に応じて開催するなど、より柔軟に講座を企画できるよう、成果目標から参考データに変更したいと考えています。

続いて、一番下の行、「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率」については、篠崎委員の御意見に対する事務局案として、資料２の⑧に記載しておりましたが、対象とする市町村計画について整理いたしまして、参考データに変更したいと考えております。

続きまして、資料５、参考データ（案）を御覧ください。

まず、重点目標１関連の「テレワークを導入している事業所の割合」、黄色で着色している部分です。こちらにつきましては、国の基本計画で成果目標として設定されており、県のデータも把握可能であるため追加しました。

また、篠崎委員の御意見に基づき、「県職員の育児休業を取得した男性のうち、２週間以上取得した者の割合」を追加しました。

続いて、重点目標２関連のグレーの着色部分。「県の管理職に占める女性の割合」は、成果目標に移動したため、参考データからは削除しました。

続きまして、重点目標３関連、グレーに着色しております、「高等学校卒業者の理工系学部進学者に占める女性の割合」も成果目標に変更したため、参考データからは削除しました。

続いて、重点目標６関連、黄色い部分。「青森県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、サービスを利用できる市町村数」については、現行プランの策定後に当該制度が発足したため、今回、新たに追加しましたが、山下委員からの御意見に基づき、更に成果目標に変更したいと考えております。

続きまして、重点目標７関連の「ＤＶ予防啓発セミナーにおける理解度」につきましては、今年度でセミナー終了のため削除しました。

続きまして、重点目標８関連のグレーの部分。「スポーツ・運動実施率」につきましては、不定期に実施される調査であるため削除し、代わりにその下の行の「運動習慣のある者の割合」、こちらは毎年、調査が実施されておりますので、こちらを新設しました。

また、国の基本計画において、健康支援に重点を置く内容となりましたので、「健康経営優良法人認定企業数」及び、１枚めくっていただきまして、２ページ目になりますが、「自殺死亡率」を追加しました。

なお、「子宮頸がん受診率及び乳がん検診受診率」は、成果目標に変更したため、参考データからは削除しました。

重点目標 10 関連の男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画及び女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率がいずれも 100％を達成したため、成果目標から参考データに移動しました。

重点目標 11 関連の「男女共同参画センター講座参加者数」は、成果目標から移動しました。

重点目標 12 関連の「学校教育の場において、男女の地位が平等と感じる人の割合」については、昨年度実施した男女共同参画に関する意識調査におきまして、本県では、「平等」と回答した人が約４割であったのに対し、内閣府による類似調査の全国値は約７割と、大きな開きがありましたので、今後の推移の把握が必要だと考え、新たに追加しました。

最後に参考資料１、次期あおもり男女共同参画プラン関連事業一覧を御覧ください。

こちらは、次期プランの 12 の重点目標とそれに基づく施策の方向に対応する今年度の県の事業を取りまとめたものです。参考として、後ほど御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

（大矢会長）

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等ありますか。

大分入れ替わりがあったようですけれども。

これはやっぱりこっちに入れておいた方がいいとか、そうでもないね、このままでいいねっていう御意見でも構いませんけれども。いかがでしょう。これも事前に資料をいただいているんですね。

篠崎委員、何か気になることはありますか？

（篠崎委員）

いえ、特には。

（大矢会長）

そうですか。

（篠崎委員）

でも、本当に、提示していただいたものも当たり前と思わずというか、案として御提示い

ただいたものをスタンダードというか、そう思わずに良い意味でどこか変えるべきところはないかしら、という視点で様々資料を拝見していくのは凄く大事だなと感じているところです。

（大矢会長）
すみません、突然振ってしまって、ありがとうございます。
いかがですかね。
山下先生、お願いします。

（山下委員）
度々申し訳ありません。
資料５の２ページ目の新規追加と説明があった自殺死亡率についてです。これは当然、ゼロを目指すんですよね。参考データに入っているという位置づけが、ふと気にかかって、自殺する人がいて仕方ないというスタンスでここに載っているわけではないということを確認させてください。それから、参考データについては、重点目標に関連して男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で参考とするというふうに説明が書かれているので、もしそういうことであれば、全体的な現状値ということではなくて、きちんと女性と男性ということに分けてお示しいただけるでしょうか。この計画で位置付ける参考データであれば、男女別にする必要があるのではないかと思います。

（大矢会長）
ありがとうございます。
事務局の方で検討の余地はいかがでしょうか。

（事務局）
はい、検討させていただきたいと思います。
自殺死亡率は、もちろんゼロを目指すということですが、５年間でどういうふうに変わっていくか、推移をみていく必要があろうかと考えております。
女性と男性に分けてというのも確かにそういった比較も必要なことかと思いますので、検討させていただきたいと思います。

（大矢会長）
ありがとうございます。
データの限界もあるかもしれませんけれども、できる範囲で対応していただければと思います。
他はいかがですかね。篠崎委員、お願いします。

（篠崎委員）

すみません、少し遡って、資料の２－２の２ページ目、⑤の事務局の修正案のところで、本文１行目の冒頭に、下記のとおり例示を追記しますとあって、働く女性の月経、妊娠・出産と書いてあるから、働いている女性だけに月経だとか。ちょっと、はじめ読み違えちゃったんですね。

すみません、私が今、言ってみる案について、もし余地があるなら検討していただきたいんですが。

「働く女性の」の後ろに「、」を入れる。働く女性の、月経、妊娠・出産、更年期等、の後ろの「、」を取る、その後ろの「女性の」も取る。と変えたら、内容がより正確に伝わるんじゃないかなと、さっきから思っていて、今の私からの質問についてちょっとすみません、山下委員に聞いてみたいなと思います。

「働く女性」の後ろに点を入れて、月経、妊娠・出産、更年期等、の後ろの点を取って、その後ろの「女性の」も取って、更年期等ライフステージごとのと後ろに続いていくということについて、ちょっと、もし予知があれば御検討いただきたいということでございます。

すみません、以上です。

（大矢会長）

ありがとうございます。

ただこれ、「働く女性」と入っているのは、「女性人財の育成とエンパワーメント」という重点目標３の中の話だからではないかと推測いたしますが。

どうですかね。

（山下委員）

すみません、篠崎委員がおっしゃっている、この表の右側は私の案ではなくて、事務局案ですので、事務局が検討されるものかと思うのですが。

大矢先生がおっしゃったように、ここは女性人財における分野での記述なので、事務局としては、「働く女性を」ということなんだと思うんですけれども、これは無くてもいいと思います。後ろに「女性のライフステージごとの」と書いてあって、更に「離職等」というふうに職業に関連した文章になっていますので、「月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、」という形でもいいのかなと。

（篠崎委員）

私も「はい」って言うのもおかしいですけど。すみません、本当にすみません。

何か気持ちは通じ合っていると思います。

ありがとうございます。

（大矢会長）
ありがとうございます。
ここは、確かに山下委員も今おっしゃったように、「離職等」というのが入っているので、働いている人が対象なんでしょうということが、確かに伝わりますね。
ですので、趣旨としては、私、先ほど申し上げたように、重点目標３の中のものなので、「働く女性の」と付けておられると思うんですが。無くても意味は通じるのではないかというところですので、庁内で問題なければ、少し考えていただければと思います。

（事務局）
この部分なんですけれども、「望まない離職等を防ぎ」に係る説明ということで、分かりやすくするために「働く女性」というのを入れていまして、これは国の基本計画から文章をそのまま持ってきたものなんですが。無くても意味が通じるから無い方が良いということであれば、検討させていただきたいと思います。

（大矢会長）
全体のバランスもありますので、委員としては、そういう発言を私たちは申し上げましたけれども、全体のバランスを見て、「ん？」ということであれば、もちろん、無理はせず、いいですか。篠崎委員、無理は言わなくても。

（篠崎委員）
検討の余地があれば。

（大矢会長）
ありがとうございます。
では、検討いただくということでお願いします。
ありがとうございます。篠崎委員、山下先生、ありがとうございます。
他はいかがですか。今のところでも構わないですし、先ほどの資料４、５のところでも構いませんけれども。
よろしいですかね。
予定では、休憩を挟むことになっていたのですが、このまま突っ走ってもよろしいですか。
事務局の方々の切り替えが大変かなと思うんですが、大丈夫ですか。

（事務局）
大丈夫です。

（大矢会長）
ありがとうございます。
そうしましたら、３番目の「男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業（令和７年度実績・令和８年度計画）」について、ということで説明をお願いいたします。

（事務局）
それでは、事務局から御説明いたします。
資料６「男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業」を御覧ください。
これまで、次期プラン策定に関する御説明をしてきましたが、こちらは、現行の第５次プランについて、どのように県の施策が実施されているかを表にまとめたものです。
内容としましては、現行のプランの 12 の重点目標ごとに昨年度の県の取組実績と今年度の実施計画の比較ができる表になっています。
年度末には、このデータの他、成果目標の進捗状況や参考データの状況、各市町村の男女共同参画の状況などを取りまとめた冊子を作成しまして、県民の皆様に公表するほか、委員の皆様にも送付することとしております。
資料６は、その冊子の掲載内容の一部ということになりますが、現時点の状況ということで、参考までに御覧いただければと思います。
事務局からの御説明は以上でございます。

（大矢会長）
ありがとうございます。
資料６につきまして、何か皆様方から質問や御意見はありますでしょうか。
大量にあるので、今すぐにというわけにはいかないかもしれませんけれど。
皆さん、何か見入っておられるようで、読んでおられるのであれですけど。
よろしければ、委員の皆様方に御案内した時間まで少し余裕がございますので、発言しないと帰れない審議会にしてもいいですか。
ありがとうございます。
「その他」というところになりますけども、何か全体を通じまして、御質問や御意見がありましたら。また、このプランに直接関わっていなくても、お伝えしたいことがありましたら。７月に伺っていますので、大体皆さん、お話になりたいことは伺ったのではないと思うのですけれども、できればプランに関わって、コメント等をいただければなと思っております。
急に振りましたので、また、１分ほど差し上げますので、今、御覧になっている資料に基づいての発言でも構いません。順次お願いしたいと思っております。
山下先生、他に何か御発言になりたいことはありますか。大丈夫ですか。
ありがとうございます。

どうやっても何も出てこなかったら、正直に言っていただいても構いませんので。
どうしましょうか？
前回、そちら側からお願いしましたので、新委員、最初がいいですか。

（新委員）
最初の方がいいです。

（大矢会長）
分かりました。
いつも最後だと申し訳ないので、新委員から。１分か２分間ぐらいで全然構いませんので、お願いします。

（新委員）
最後の方だと、質問が大分被って大変なことになるので、今日は最初からでお願いしました。質問しようか悩んでいたんですけど。幾つかありまして、まず、質問としては２つあります。
資料５についての質問なんですけども、１ページ目、６番、「青森県パートナーシップ宣誓書受領証提示によりサービスを利用できる市町村数」について、県民活躍推進課調べというふうに記載があるんですけども。住民票とか税証明の交付等について、16 市町村実施しているというふうに聞いていたんですけども、私、住民票を取得する時に職業上請求用紙を使うので、普通の方が請求する時の黄色い用紙、青森市役所だと黄色ですけども。それをちょっと最近使ったことがないので、その紙に、例えば、配偶者とか父母とかってマルを付ける欄があって、そこにパートナーシップを締結している方とかは、記載が変更になって、使いやすくなったのか、あるいは制度上利用できるけども、そういう記載になっていないのか。どこまで利用できるのを範囲に入れて調査したのかなというのが気になるのと。
公営住宅への入居申し込みについては、元々パートナーシップ制度を導入する段階で、そういうメリットがありますよと、国とか各自治体が言っていたものなので、これくらい使えてしかるべきかなと思うんですけれど。
これ、市町村って記載されているんですけど、本当に村レベルとかで実施している自治体はあるのかというのは疑問なので、どういう調査をしたのかな？というのが気になりました。
あとは、資料６について、これは２つ目の質問なんですけど。
資料の 18 ページに、これまた性的マイノリティに関わる取組の推進で、令和７年度当初予算額が 652 千円だったのに対して、令和８年度は 1,110 千円ですかね。他の資料の部分も見たんですけど。ここまで大幅に増加しているのは、28 ページの防災会議の運営、これ２倍とは言わないんですけど、結構、予算が上がっているので、これ、予算が大幅に増加し

たのは、何か理由があるのか。企業側のそういう要望とかが強かったのか。もし分かるのであれば、伺いたいなと思っております。

（大矢会長）
ありがとうございます。
ちょっと細かいお話ですが、お分かりになりますか？

（事務局）
御質問ありがとうございました。
御質問の１つ目ですね。住民票や税証明の交付について、記載が変わっているのか、どうなのか。どのあたりまで便利になっているのかということだと思うんですが。
具体的な申し込み用紙の記載内容を変更したかとか、そのあたりまでは聞いておりませんで、運用上、パートナーシップ宣誓制度、宣誓した方が家族として交付を受けられるかどうかということで、市町村に対して質問・調査をしているものです。
公営住宅については、県営住宅はもちろん、宣誓された方を対象にしておりますが、市町村については、まだ取扱いに差がありまして、利用できるように拡大のお願いは毎年度しているところなんですが、現在のところ、この取組をしている市町村は13市町村に留まっているというところになります。
資料６の18ページ、性の多様なあり方理解促進事業の予算額が増えた理由というか、内訳なんですが、申し訳ございません、今ちょっと、手元に資料がなくて、内訳が分からないのですが、やっている内容としては、昨年度と変わりはありません。もしかすると、パンフレットの増刷とか、そういった細かいところで積み上げが増えたものではないかなと思うんですが、実施内容自体は、昨年度と同一となっております。

（大矢会長）
ありがとうございます。
新委員、いいですか。

（新委員）
追加で１ついいですか。
今の事務局の回答だと、資料５のパートナーシップの制度利用自治体については、自治体に対して「制度はありますか？」って聞いて「イエス」って向こうが回答したら、それで計上するということですよね。

（事務局）
はい、そういうことになります。

（新委員）
例えば、県として、今後、具体的に実施されている施策とかを調査する心持ちとか、そういう予定とかはありますか？

（事務局）
毎年、どういった制度が利用可能かという調査をしておりますので、これ以外でも何か実施している制度があれば、そこで把握することになると思います。

（新委員）
ありがとうございます。

（大矢会長）
ありがとうございます。
細かな質問だったので、ちょっとお答えになれないところがあったと思いますが、それはそれでいいかと思いますので、他に聞きたいことがある方、是非、質問なさってください。
では、田中委員、いかがですか。

（田中委員）
私共、商工会議所では、会議所の１階でスタートアップセンターというのを開設していて、多い時では、年に 120 人、120 社っていうんですかね、の方々が起業するんですけれども。一番、そこで気になるのは、この資料６の女性起業支援のところなんですけども。
例えば、あおもり起業支援事業などは、実際に上限 200 万円の補助をしているんですけども。こういう方々の情報というか、どういう方が起業して、今どうして、何年経ってどうしているというのが見れるようなものってあるんでしょうか。
というのは、10 年続けるというのは、本当に何％という、非常に起業するというのが難しい中で、その辺の経緯とか、それでも頑張っている人とか、どういう方がどういう活躍をしているのかとか、次に続く方々の参考になるようなものって、県の方で情報を出しているのであれば教えていただきたいと思いました。

（大矢会長）
ありがとうございます。
いかがですか。

（事務局）
具体にどういったものを公表しているか、今すぐにはお答えできないのですが。県の方で

それぞれ各部局で取組などの実績の公表はしておりますので、県のホームページから確認できるとは思います。

（田中委員）
後追いとかはできているんですか。何年経ちましたみたいな、続けてちゃんと生業になっていますみたいな。始めた時だけの情報になるんですかね。

（事務局）
ちょっとそのあたりも、申し訳ございません。今、即答できないのですが、どういった形で公表しているか、経過が分かるようなものもあればという御意見でしょうか。

（田中委員）
（県のホームページを）見てみます。

（大矢会長）
おそらく、起業の時だけではなくて、それがしっかりと生業になったかどうかというのが大切なので、そういう認識を持ってプランを考えていったらいかがでしょうか、という御提案に繋がるのかなと思って拝聴していました。
ありがとうございます。
では、若本委員はいかがですか。

（若本委員）
私から、資料４のNo.８なんですけど。がん検診受診率のところで、女性が検診を受診しやすい体制を整備することにより、受診率を向上させる必要がありますということだったんですけど。何か具体的にどういう体制で何をやっているのかというのが、もし現時点であれば教えていただきたいなと思います。以上です。

（大矢会長）
ありがとうございます。
お願いします。

（事務局）
現段階では、目標に取り入れてはどうかという案の段階ですので、具体的にどういうふうにこれを進めていくかというのは、今後、プランに基づいて、各課が具体的な取組を検討していくということになるかと思います。

（若本委員）
ありがとうございました。

（大矢会長）
ありがとうございます。
実際にどんな取組になるのか、楽しみといえば楽しみですけれど。
ありがとうございました。
では、瀬戸委員、いかがでしょうか。

（瀬戸委員）
私は、農家女性のＶｉＣ・ウーマンの会という組織の会長です。
そして、今日の資料６の４ページに農山漁村女性について書いているんですけど、今、この物価高の中、青森県を２つに割って右と左、南部と津軽に分けたとします。そして、地区をまたいで交流を持とうとして行事をいろいろ考えるんですけれど、各地区内での交流は割とやりやすいです。何故かというと、（地区をまたぐと）交通費がかかって、凄く交流し難いんですよ。何の事業でも、皆、そうだと思いますけど。
７月に県の事業で交流をしたんです。そして、今回は津軽地方での開催となりまして、南部の方から津軽地方に来てくださいって言っても、ちょっと交通費がかかって、来れないわ、という感じで、いつもはゆとりのある計画を立てて、軽く一泊して、翌日に帰りましょうだったのが、今年は、日帰りにしました。でも、日帰りにしていても、バスを頼むのに凄くお金がかかるんですよ。でも、それは、全部自分たちで負担してやっているんです。
負担金もちょっと限界がきまして、何故かというと、地域で入ってくる会員がいなくて、どんどん卒業していく会員だけになってしまっているので。何の事業でもそうだと思うんですけど、予算がちょっと足りないので、もうちょっと援助してもらいたいなと思いまして、それだけです。

（大矢会長）
関係部署にお伝えいただければ。

（事務局）
御意見を共有させていただきます。

（大矢会長）
ありがとうございます。
南さん、いかがですか。

（南委員）

成果目標に育児休業取得率が出ていますが、全国的にも県内でも男性の育児休業取得率は年々上昇してきている状況の中、もっともっと上昇させていくべきだろうと思っています。

一方で、参考データには、県職員ですが、取得日数も含まれました。取得率は上がってきているようですが、実態を聞くと、取得日数がまだまだ少ない、５日間だけ、10 日間だけということがあるようですので、最低でも、例えば１か月超とか、取得できるような環境づくりがプランの実行によって整備されていけばいいなと思いました。以上です。

（大矢会長）

ありがとうございます。

10 年前と全く違って取得率が上がっていって、取得日数もじわじわと増えているので、益々この動きを加速させていくことができればいいですよね。まずは県が手本になってっていう表現はあれなんですけれども。民間企業の方々もそれを見ながら、こうしなきゃいけないんだねっていうことを認識していただけるようになると、益々いいんだろうなと思います。

ありがとうございます。鶴岡委員、お願いします。

（鶴岡委員）

資料４のNo.９の「消防団員に占める女性の割合」についてお伺いしたかったのですが、現状値が 3.6％で、目標値が「10％を目標としつつ、当面５％」となっています。これは、3.6％から 10％に持っていくのは、なかなか難しいという認識でしょうか。

女性が消防団員になることについては、なかなか難しいという形で捉えているということでしょうか。

（大矢会長）

事務局、お願いします。

（事務局）

こちらの目標値は、国と同じ目標値にしております。

やっぱり、進めやすい分野、進めにくい分野がありまして、町内会の会長だとか、消防団員の女性の割合だとか、地域に根差した部分の男女共同参画というのが、なかなか掛け声をかけても進みにくいというところがありますので、目標としては 10％を目標としつつ、５年間でまずは５％ということで、少しずつでも上げていく努力を県だけではなくて、市町村とか地域の住民の方、皆で取り組んでいきたいということで、こういう目標設定にしております。

（鶴岡委員）
分かりました。ありがとうございます。

（大矢会長）
進めばいいんですけど。進まないので、少しずつでもっていうことなんでしょうね。
ありがとうございます。
では、篠崎委員、いかがですか。

（篠崎委員）
ありがとうございます。
今回、本当に御準備、事務局の皆様ありがとうございました。
お陰様で凄く見やすくて、いろいろと考えることができました。
今日、私の方から事前に質問というか、させていただいたところで、例えば、「すべての人」という言葉を使ったらどうかとか。でも、男女共同参画社会基本法が出所になっているので、それは、今回はちょっと無理だろうなとか。その辺は重々承知していたつもりでした。
このプランがどういう法律に則っているのかとか、その位置づけがどうなのかというところをしっかり正確に捉えないといけないとか。
今日の会議といいますか、こうして定義とか意味を踏まえた上で、言葉を正確に使う、そういうことの大切さを今日、学ばせていただいたと思っております。
その一方で、ただ、常に「こうなったらいいな青森像」みたいなものを自分の中、また皆さんとも共有しながら、持ち続けて様々なところ、勿論、このプランもそうですけれども、どんどん実現していけるように、またひたすら、私自身も努力していきたいなと思った次第です。
本当にありがとうございました。

（大矢会長）
ありがとうございます。
そうですね。プランを作るのも大事なんだけれど、それを実現するために何をするかですね、自分たち含めてですけれど。
ありがとうございます。
では、前田委員、お願いします。

（前田委員）
すみません、私のことを言わせていただきます。
なかなか女性がいろんな活動に入って来ないという実態ですよね。

私、昭和55年から町内の役員、夫がやっていた会計を、夫が亡くなったら私にやってくれというので、町内の会計を20年ほど。その後、副会長20年ほどやって、6年前からは、連合町内会長というのをやって、今、7年目に入ります。

八戸市で38の連合町内会があるんですが、その中で女性は私一人でございます。

あとに誰か来ないかなと思って頑張っているんですけどね、まだ一人もそういう人が入ってきません。

それと、もう1つ、全国に1,307でしたか。シルバー人材センターがあるんですが、それでも女性の理事、私、八戸の理事長をしているんですが、女性の理事長は、全国で12、3人しかいないですね。本当に男社会だなって、つくづく感じながら、次、誰か女性が出てこないかなと思って、とにかく頑張っているんですけどね。なかなか男女共同参画って、28年前、八戸で作る時の審議会の委員長もやりましたけども。いくらこういうふうに作っても、それが全国民に浸透するって、なかなか難しいものだなと思いながら。八戸の男女共同参画推進ネットワークの会長もしておりますが、どうしたら皆さんに伝えることができるかどうかって、考えながら今、活動しているところで、こういう会に出て、何かヒントがあればいいかなと思って、出させていただいているんですが。少しずつでも皆に男女共同参画の声が伝わっていくように活動していきたいなと思っております。

ありがとうございました。

（大矢会長）

ありがとうございます。

次に続く人、本当にそうですね。

では、菊池委員、お願いいたします。

（菊池委員）

事前に沢山の資料を送っていただきましてありがとうございました。

事前に読ませていただきまして、特に私の知らない言葉がまだまだ沢山あるんだなということで、注釈にしっかり書かれているので、私自身も読むことで大変勉強させていただいております。まずはありがとうございます。

そんな中で、あまり言うこともないのですが、1つ、はっと思ったのが、資料4の8番のがん検診のところです。

教職員は、受診券とかありまして、昔はレディース健診と呼ばれておりましたが、最近は、がん検診というような呼び名になり、取りやすいというか、人前で言いやすいような形になって、多分、こういう（男女共同参画の）運動と、考え方のですね、変化、変遷が、こういうふうな検診1つの呼び名にも出てきているのかなというふうに思っているところです。

それで、この現状値なんですが、令和4年の数値になっています。

今年度から、多分、県職員の方は御存じだと思いますが、この子宮がん検診と乳がん検診

は、補助が隔年になったということで、働く教職員からしますと、今年は該当の年ですよとなると、職専免と言いまして、お仕事をちょっとお休みいただいて、検診に行ってもいいですよということになるんですが、今年から隔年になっているので、おそらく令和８年は、今でも目標に到達していない40何％が更に落ちるのではないかなというふうに思っています。

そんな中で、ここに成果目標の方に入ったというのは、その数値の上げ下げがはっきり分かって、非常に良いタイミングだったのではないかなと思い、これは是非是非、ここに置いていただいて、何ならば、令和８年度の沈み具合ですね。やはり、一般で働いている女性は、なかなか検診のためにお休みいただいてなんて方は、本当に少ないと思います。

逆に公務員だから、ある程度、権利が保障されているので、行かせてくださいと。該当する年に行かせてくださいと言えば、私たち管理職は、ダメですとか絶対言いませんので、そういう中で、やっぱりこの数値は、先ほどもチラッとありましたけれども、県職員、それから市町村職員の方から改善していって、そして民間をリードするというのが、私たちの使命だと思いますので、是非是非、このような数字の上げ下げ等を、今後、参考にさせていただければなと思いました。

ありがとうございます。

以上です。

（大矢会長）

ありがとうございます。

検診の名前が変わるだけで、確かにそうですよね。言いにくいですよね。言いやすい言葉の方がいいですね。

ありがとうございます。

では、引間委員、お願いします。

（引間委員）

私も幾つか気が付いたというか、今日、この会議に来るまでは、皆さん、凄いなって、御意見書いていて凄いなって思いながら、私は何もないなって。

この席に来て皆さんのお話を聞くと、全然自分は足りてないなということに気づきつつ、いろいろ血眼になって見ていたんですけれども。

私の方から幾つか気が付いた点ということで、お話させていただきますと、まず、資料４の６番目の高等学校卒業者の理工学系学部進学者に占める女性の割合ということで、これは県内、県外に関わらず、理工系学部の方の進学ということだと思うんですが。

ここの数字を上げようと思ったら、おそらく高校生の早い段階、もしくは中学校のところでやらないとダメなんですよね。

今、私の姪っ子が高校２年生です。弘前で一番だと言われる学校に行っていますけど、２年生に上がる時に（文系理系を）分けているみたいで、姪っ子は理系も興味があるんだけど、

理系には友達が誰も行かないし、ということで、文系にしました。

１学年上のお友達は、理系なんですけど、女子少ないよって言っているんですね。

ということは、もうここの段階で理系に進む学生の数が少ないということが見えているので、ここを上げようと思ったら、是非、中学生のところですとか、そういったところにも何かしらの事業を仕掛けていただくといいのかなというふうに感じたところです。

また、同じ資料の８番、がん検診の受診率というところで、私も前田委員と同じく、母子寡婦福祉会の一員ですが、ひとり親の人間として、私は大丈夫だったんですけど、私の周りでも、やはり乳がんが分かって、早くになった方、30 代前半でなった人もいます。乳房を片方、全摘出しました。

また、他の方の中には、（がんの発見が）遅くて、そしてひとり親という財政的な厳しさもあり、あまりしっかりと保険も入っていなかったりとかもあって、治療が出来ずに子どもたちを残して命を落としたという人たちもいます。

ですので、こういったところの啓発活動なども是非やっていただけたらいいのではないかと思いました。

そして、資料５の２枚目の一番上のところ、自殺死亡率というところがありまして、私も一昨年、甥を自殺でなくしております。特別、何か病気があったわけでもなく、ちょっとした出来事があって、そこから大体１週間しないでの出来事でした。

そうした時に見てみると、資料６の 26 ページでどんなことをやっているのかなと思って見た時に、こういうことをいろいろやっているんだなと思ったんですが。

例えば、無料オンラインカウンセリング８件。非常に少ないなというところで、本当にこの、うちの甥っ子みたいに突発的なものっていうのは、もしかしたら少ないのかもしれませんが、どこに行けばいいのかというところの啓発活動というのも必要だと思いますし、また、私が仕事で関わっている子どもたちの中には、いろんな特性を持っていて、その特性の中で、おそらく上手くいかないことが繋がって、自死願望があって、常にリストカットをして、リストカットをするところがなくなって腿を切ったりとかする子もいますが、そういった子どもたちって、子どもたちだけじゃなくて、御家族も皆、不安を感じているんですよね。

そういったところでの相談窓口が広く知れ渡るといいのかなというふうに、この会議の中でいろいろ感じたところです。

今日はありがとうございました。

以上です。

（大矢会長）

ありがとうございます。

皆様方、資料４、５、６、分かりやすく目標を立てているので、それに対しての御質問ですとか、コメントが多かったように思われますが。

資料１に関しましては、事前に意見をいただいておりますので、もしまた何か、どうして

も追加でお伝えしたいものがあるということであれば、また後日でも事務局に御連絡いただければいいんですよね。御連絡をいただく形にしたいと思います。

急に振ってすみませんでした。大体、よろしいですか。なかなか人前で質問をするのは難しいということもあるかと思いまして、強制的に当ててしまったわけですが。

何かありましたら、先ほど申し上げましたように、事務局の方に後日、直接御連絡いただければと存じます。

そうしましたら、「その他」まで終わったということになります。

事務局から何かその他に関してございますか。

（事務局）

それでは、事務局から、今後のスケジュールについて御説明させていただきたいと思います。

資料７「次期あおもり男女共同参画プランの策定スケジュール（案）」を御覧ください。

この後、事務局では、本日の第２回審議会で委員の皆様からいただいた御意見を反映させたパブリックコメント用の原案を作成します。

10 月頃にパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様からいただいた御意見の他、女性活躍推進協議会（市町村からの御意見）を反映させ、諮問案を作成します。

そして、12 月の第３回審議会で、諮問案について御審議いただき、審議会としての結論や提言を答申していただきます。

この答申を反映させた次期計画案を庁内組織である男女共同参画推進本部で最終決定いたしまして、２月に公表するという流れになります。

このように進めて参りますので、委員の皆様から御意見をいただくのは、次回の第３回審議会が最終となります。少ない時間の中で有意義な御審議をしていただけるよう、次回も審議会開催前に御意見を照会させていただき、それを反映させたものを審議のたたき台となる諮問案としてお示ししたいと考えております。

第３回審議会では、委員の皆様の最終的な意見を集約し、答申していただくことになりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、第３回審議会の日程につきましては、後日、皆様の御都合をメール等でお伺いした上で決定したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料７についての説明は以上でございます。

（大矢会長）

ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了となります。

皆様、円滑な議事進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。

では、進行を事務局にお返しいたします。

（司会）
大矢会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。
最後に県民活躍推進課長の原から御挨拶を申し上げます。

（原課長）
大矢会長、委員の皆様、事前の資料送付の時点からということで、本日のみならず、事前の送付から長時間にわたる御審議、ありがとうございました。
いただきました意見を参考に、先ほども申し上げましたけれども、原案を作成し、パブリックコメントを実施いたします。
そのパブリックコメントで県民の皆様からいただいた意見を参考に諮問案を作成し、12月頃を目途に第３回の審議会において、皆様にまた御議論、御審議いただくということになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
本日は、ありがとうございました。

（司会）
以上をもちまして、令和８年度第２回青森県男女共同参画審議会を閉会とさせていただきます。
本日は、誠にありがとうございました。

（大矢会長）
ありがとうございました。

令和 8 年 10 月 30 日

会　長 大矢奈美